

# 協議会における主な協議事項について



## 協議会規約

(協議会の目的)

第1条 この協議会は、長野市、上田市、千曲市及び坂城町(以下「上田長野地域」という。)における水道事業の統合を目指し、広域水道企業団(以下「企業団」という。)の設立に向けた検討、協議を行うものとする。

：

(協議会の所掌する事務)

第4条 協議会は、次の各号に掲げる事務を行う。

- (1) 企業団の設立準備、組織運営に関すること
- (2) 企業団の事業計画に関すること
- (3) 上田長野地域全域の水道事業の統合等に向けた広報及び広聴に関すること
- (4) 下水道事業との連携に関すること
- (5) 前各号に掲げるもののほか、企業団設立及び企業団が経営する水道事業等に関し必要な事項

## 参考:協議会の概要(第1回協議会資料から)

項目	内容
名称	上田長野地域水道事業広域化協議会
目的	上田長野地域における水道事業の統合を目指し、企業団設立に向けた検討、協議を行う
構成団体	長野市、上田市、千曲市、坂城町、長野県
協議事項	<p>企業団規約に関すること</p> <p>広域的事業の運営計画(組織・職員体制、業務・財政運営、施設整備、情報システム整備等)に関すること</p> <p>住民理解を得るための広報に関すること</p>
組織体制等	<b>協議会</b> 【構成員】 長野市長、上田市長、千曲市長、坂城町長、長野県公営企業管理者
	<b>幹事会</b> 【構成員】 (長野市) 上下水道事業管理者、上下水道局長 (上田市) 上下水道局長 (千曲市) 建設部長 (坂城町) 建設課長 (県) 公営企業管理者
	<b>事務局等</b> 【構成員】 各団体から規模に応じ派遣 計11人 【設置場所】 上田駅前ビル「パレオ」(上田市所有施設) 【費用負担】 協議会の事務に要する費用は、構成団体が負担
設置時期	令和6年4月8日

## 協議会において想定している主な検討・協議事項 ①

①運営組織に関すること	<ul style="list-style-type: none"><li>○運営主体の形態について</li><li>○企業団の組織について</li><li>○企業団の本部・現地事務所について</li><li>○広報広聴について</li></ul>
②職員体制に関すること	<ul style="list-style-type: none"><li>○職員の身分移管・採用について</li><li>○職員の人材育成について</li></ul>
③業務運営に関すること	<ul style="list-style-type: none"><li>○基幹浄水場を中心とした集中監視体制の構築について</li><li>○水質管理センターの設置について</li><li>○危機管理マニュアルの作成等について</li><li>○資材保管庫の設置について</li></ul>
④情報システムに関すること	<ul style="list-style-type: none"><li>○各種電子情報処理システムの統合について</li></ul>
⑤施設整備に関すること	<ul style="list-style-type: none"><li>○施設整備(水運用・バックアップ機能含む)について</li><li>○施設及び管路の耐震化について</li></ul>

## 協議会において想定している主な検討・協議事項 ②

<p>⑥財政運営に関すること</p>	<ul style="list-style-type: none"><li>○会計の統一について</li><li>○国交付金の活用について</li><li>○一般会計出資金について</li><li>○内部留保資金、企業債残高等の取扱いについて</li><li>○資産、資本及び負債の引継ぎについて</li><li>○水道料金の統一及び統一に当たっての検討会の設置等について</li></ul>
<p>⑦連携事項に関すること</p>	<ul style="list-style-type: none"><li>○下水道事業との連携について</li><li>○企業団とその周辺の水道事業体との広域連携について</li><li>○民間委託等を活用した業務の効率化について</li><li>○官民連携手法を採用した水道施設の更新について</li></ul>